

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業中讃南部地区（ほ場整備事業）中山地区の換地計画を定めた。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成24年2月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造